

～境界確認申請に当たっての注意事項～

境界確認は、申請地と道路・水路等の公物の用に供されている土地との境界について、相互の意思の確認を行うものです。趣旨をご理解いただき、申請にあたっては次の事項に十分ご留意ください。

1 境界確認を申請する方は、次の要件を具備しなければなりません。

- (1) 申請地の所有権を有しているか、または所有権者から委任を受けていること。
- (2) 未成年者については法定代理人が、成年被後見人については成年後見人が行い、被保佐人については保佐人の同意を得て行うこと。

2 前記1(1)の委任の例は、概ね次のような場合です。

- (1) 測量士・土地家屋調査士等に境界確認に関する事務を委任するとき。
- (2) 共有地について一部の共有者が他の共有者に委任するとき。
- (3) 遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき。

3 申請書は実印で押印し、次の図書を添付してください。

- (1) 案内図:代表的目的物から現地までの経路を示すもの
- (2) 公図の写し:法務局に備付けの公図を転写したもので、転写年月日および転写した人の氏名を記載したもの(申請日から概ね1箇月以内に交付を受けたもの)。
- (3) 隣接地土地所有者一覧表:申請地の隣接地等の所有権者の住所・氏名を記載した一覧表または登記事項要約書
- (4) 印鑑証明書:申請日の3箇月以内に交付を受けたもの(※前記2(1)の事務の委任以外については、委任者(申請人)の印鑑証明のほか、受任者の印鑑証明も添付すること。)
- (5) 全部事項証明書:申請地の全部事項証明書で、申請日の1箇月以内に交付を受けたもの
- (6) 委任状:実印で押印したもの
- (7) 住民票または戸籍の附票等:申請日の3箇月以内に交付を受けたもので、住所変更の変遷が分かるもの(※申請人の現住所が全部事項証明書の住所と異なる場合に添付)
- (8) 戸籍謄本等:相続等の場合で、全部事項証明書では所有権者が不明のときに添付
- (9) その他参考資料:境界を確認する上で参考となる申請地の実測図、旧公図等の資料があれば添付する。

4 その他の留意事項

- (1) 境界確認する財産に公物管理者が他にある場合、申請人は境界確認を申請することを事前にその公物管理者に知らせてください。
- (2) 境界立会いが必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人、他の公物管理者、その他の関係人に対する立会依頼については、申請人が行ってください。
- (3) 境界確認が成立した場合は境界確認証明書の取交わしを行いますので、申請人は速やかに確認が成立した境界の基本点・曲り点を明示した図面(申請地の実測図等に明示したものが望ましい。)を添付した境界確認証明書を2通提出してください。
- (4) 境界杭等の境界標は、境界確定後、速やかに市役所立会いの上設置してください。
- (5) 境界確認の結果、地図訂正等の登記を行う必要がある場合は、その手続きを行ってください。
- (6) 境界確認に関しての疑義がありましたら、市役所都市整備部道路公園課または各総合支所農政建設課までお問い合わせください。